主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人江口重国の上告趣意は、量刑不当若しくは訴訟法違反の主張で、いずれも 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべき ものとは認められない。(原判決が所論第二点につき訴因の変更を必要としないと 判示したことは正当である)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一〇月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	霜	Щ	精		_
	裁判官	栗	Щ			茂
	裁判官	小	谷	勝		重
	裁判官	藤	田	八		郎
	裁判官	谷	村	唯	_	郎